

令和6年度予算編成方針

令和5年10月

総務部財政課

財 号 外
令和5年10月23日

各 部 等 の 長 様

総 務 部 長

令和6年度の予算編成について（通知）

我が国の経済動向は、物価高の影響はあるものの、生産・輸出の回復を受け、緩やかに持ち直している。また、コロナ禍からの経済活動の正常化により、外食や旅行などのサービス消費が緩やかに増加しており、個人消費についても緩やかに回復している。今後も、雇用や所得環境の改善の動きが続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待されるが、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の減速が我が国の景気を下押しするリスクになっている。また、物価上昇や金融資本市場の変動等の影響にも十分注意する必要がある。

こうした中、国では、30年ぶりとなる高い水準の賃上げや企業による高い投資意欲などの前向きな動きをさらに力強く拡大するため、未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現に向けた新しい資本主義の取組を加速させるとともに、人口減少を乗り越え変化を力にする社会変革の起動・推進や国民の安全・安心の確保のため、「総合経済対策」を策定するとしている。

本市は、これまで行財政改革等の推進及び堅実な財政運営により、健全財政を堅持してきた。令和6年度の歳入については、国の経済見通しでは、経済成長に伴い地方税収が伸びていくものと想定されていることから、本市においても伸長するものと期待される。一方、歳出については、本市が重点的に取り組んでいる子育て支援策や、保育・医療・介護等の社会保障関係経費の増大が恒常的な歳出増加の要因となっている。これに加え、老朽化の進む市有施設の長寿命化改修や新たな施設整備計画など、今後数か年にわたる大規模な投資を予定していることから、財政運営は厳しさを増していくものと想定される。

これらを踏まえ、令和6年度予算は第七次天童市総合計画後期計画の最終年度となることから、本市の将来像「笑顔 にぎわい しあわせ実感 健康都市～ともに明日をひらく てんどう～」の実現に向け、各種施策の推進を図り、着実な発展に努めるものとする。

以上の考え方を踏まえた上で、以下の基本方針に沿って予算編成を行うこととする。

この旨、命によって通知する。

記

1 総括的事項

(1) 継続的・計画的な施策の推進

事業の継続性、計画性を確保する観点から、第七次天童市総合計画後期計画における施策の方向性について十分に留意し、3か年実施計画に計上した事業についてのみ予算要求すること。

新規及び拡充事業については、事業の必要性・緊急性、成果見込み等の検証を多方面から行うとともに、十分に精査した制度設計のもとに予算要求すること。政策課題検討会議や3か年実施計画での課題の整理が不十分な事業の予算要求は認めないこと。

(2) 中長期的視点に立った財政運営と予算編成

財政計画を踏まえ、持続可能な自治体経営に向け、複数年度の財政運営を見越した予算編成とすること。

起債等については、後年度への過度な財政負担とならないよう、地方交付税措置等財政支援が講じられる起債の活用に努めること。

産業振興、子育て支援、人口減少対策等の本市の将来の「税収増加」につながる事業や、施設長寿命化、施設照明のLED化等の「経費節減」につながる事業についても十分に検討すること。

(3) 施設の長寿命化の推進

市庁舎をはじめとした公共施設は、多くが築後40年を経過し、今後、これらの施設の維持管理と建替えに伴う更新費をいかに抑制していくかが課題となっている。よって、公共施設等総合管理計画及び個別施設長寿命化計画に基づき、施設の長寿命化改修を行うことにより使用年限の延長を図るとともに、適正な維持管理を行うことで、トータルコストの縮減を目指すものとする。令和4年度以降、5か年程度を公共施設の長寿命化に向けた集中取組期間と位置づけ、長寿命化改修等を行っていくものとし、事業実施に向けた検討と適切な予算要求をすること。

(4) 物価高騰への対応

電力料金、燃料費、資材価格等の上昇については、直近の価格情勢等を参照し、不足額が生じないように予算要求すること。

(5) シーリング等に基づく予算要求

今般の物価高騰を受け、令和6年度予算要求についてはシーリングを行わないものとする。

2 歳入関係

(1) 市税等の確保

市税は財政の根幹を担う非常に重要な財源であることから、市税などの収入については、引き続き徴収の努力を行い、収納率のより一層の向上を図ること。また、その積算にあたっては、正確性を期すこと。

(2) 国庫補助金等の特定財源の確保

税制改正や補助金・交付金に限らず、本市に影響を及ぼすものについては、国の各省庁や県の動向、制度改正等に関する情報の収集と的確な把握を行い、適切に予算要求に反映させること。

また、自らの事業は自らが財源確保するという意識のもと、安易に一般財源に頼ることなく、特定財源の確保に努めること。

(3) 基金の活用

教育振興基金、市立学校図書整備基金及び交通安全基金等の特定目的基金については、その設置の目的に合致し、適切と認める事業の財源として、その活用を図ること。

3 歳出関係

(1) 費用対効果の高い予算編成

安易に前例踏襲することなく、「最少の経費で最大の効果」を発揮するため、新規事業の着手や事業の見直しに積極的に取り組み、事業の目的を達成するよう十分に検討すること。

また、市民にその必要性と効果を説明できるものとなっているかをあらためて検証すること。

(2) 経費節減に向けた事務事業の見直し

個々の事務事業について、既成概念にとらわれない見直しと徹底した経費節減を行うこと。

3か年実施計画における優先度の低い事業及び今後の成果・効果が見込めない事務事業については、廃止や中止も視野に入れた検討を踏まえること。

(3) 投資的事業の見直し

普通建設事業費については、新規・継続を問わず、3か年実施計画への計上をもって安易に予算要求することなく、後年度に向けた平準化や事業の縮小等の見直しを行ったうえで予算要求すること。

特に、起債以外の特定財源のない事業については、廃止も視野に入れた見直しを行ったうえで予算要求すること。

4 個別事項

(1) 社会保障関係経費の増加への適切な対応

市民のセーフティネットを維持するための社会保障関係経費については、過去3年以上の決算額を踏まえ、過大な予算要求とならないよう、必要額を適切に見積ること。

(2) ふるさと納税の推進

地方創生に取り組む自治体の支援としても期待されているふるさと納税制度については、他自治体での取組や地方財政上での取扱に注意しつつ、着実な推進を図ること。

(3) 特別会計及び公営企業会計における合理化・効率化の徹底

特別会計及び公営企業会計についても一般会計に準じた予算編成とすること。独立採算の原則に基づき、受益者負担の適正化に取り組むとともに、これまで以上の経営の合理化・効率化や経費節減に努め、収支の均衡を図ること。

特別会計及び公営企業会計への繰出しは、国の繰出基準に基づくものとし、これによらない繰出し・繰入れは原則行わないこと。なお、例外的に内部ルール等に伴い国の繰出基準外の繰出しを行う場合は、徹底した経費節減と歳入確保が具体的に行われているものであること。

5 全般的事項

(1) 市民の声の反映

まちづくり懇談会、市民満足度・重要度アンケート調査、議会要望等を予算編成に活かし、行政の役割、費用対効果等を踏まえたうえで、市民ニーズに即した予算編成とすること。

(2) 部等内での意思決定等

各部等内での意思決定を経たうえで予算要求すること。

複数の部課等に関係する事業については、関係部課等間での協議・調整を行い、課題及び対応方法について整理したうえで予算要求すること。

(3) 総計予算主義の原則の遵守

予算要求は、年間を通じて予定される全ての収入・支出を、もれなく見積ること。安易に補正予算を前提にした予算要求はしないこと。